

知的財産セミナー2017

羽鳥巨氏ら講演

日本弁理士会

日本弁理士会関東支部は21日、桐生市市民文化会館で、「知的財産セミナー2017」を開き、20人が参加した。講演やパネルディスカッション、日本弁理士会が作成したドラマ調のDVDを見ながらのO×クイズなどが行われた。

第一部では、日本弁理士会中小企業支援統括本部副本部長の羽鳥巨氏らが「初めての特許入門編」のテーマで講演した。羽鳥氏は知的財産権について「新しい進歩的な技術を保護する特許権や、物品のデザインを保護する意匠権、メーカーや製品のロゴマークなどを保護する商標権などがある」と説明。

また弁理士の仕事は、商品が開発される時から世の中に出て行った後まで見守り続ける知的財産権の専門家であるとし、知的財産権の申請や、他者の権利に触れていないかどうかを調査すること、警告書や鑑定書の作成、権利売買やライセンスの交渉なども行うと述べた。

最後に羽鳥氏は「特許は取ることよりも、どのよう

に使うかが重要。特許権の侵害かどうかは、特許請求の範囲に基づいて行われることをよく理解してほしい」と述べた。

第二部では「成功への道しるべ」としてパネルディスカッションが行われた。地域産業の生かし方や取り組み、県内の織



羽鳥氏の講演の様子

維産業を活用した事例に短期大学部アート・デザインについて県織維工業試験場の中村敬場長や桐生大学イン科の山本博一准教授などが話した。

1429.7.27

ぐんま経済新聞